令和8年（2026年）栃木県実施要綱

年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

VERY GOOD LOCAL とちぎ



実施期間　令和8（2026）年 12月11日（金）から12月31日（木）までの21日間

交通安全スローガン　高めよう！とちぎの交通マナー
マナーアップ！あなたが主役です



1. こどもと高齢者の交通事故防止
2. 悪質・危険な運転の根絶
3. 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
4. 「ライト4（フォー）運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進





12月11日（金）「ライト4（フォー）とハイビーム、反射材着用促進」強化の日
12月15日（火）「自転車の安全で適正な利用」強化の日
12月18日（金）「飲酒運転根絶」強化の日
12月23日（水）「こどもや高齢者に優しい3S（スリーエス）運動推進」強化の日



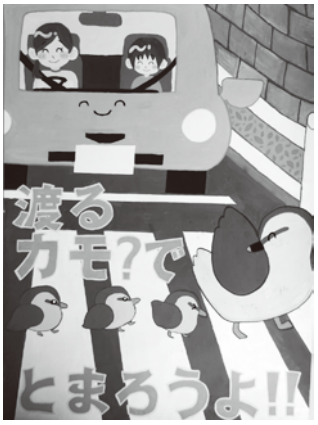
① こどもと高齢者の交通事故防止

「横断歩道は歩行者優先」　ずっと　止まれる　栃木県!!

●運転者は歩行者が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をして歩行者に道を譲らなければなりません。

「こどもや高齢者に優しい3S運動」の推進

SEE　（見る）⇒ こどもや高齢者をいち早く発見する
SLOW（減速する）⇒ こどもや高齢者を見たら減速する
STOP（停止する）⇒ 危険を感じたら、すぐに停止する

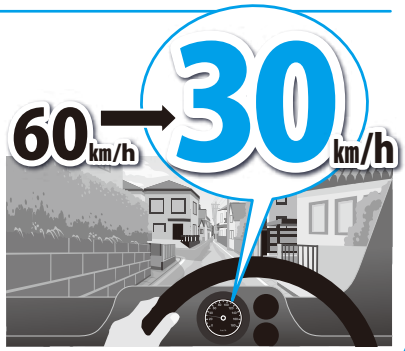


「令和7年度交通事故防止に関するポスターコンクール」入選　県立足利工業高等学校　菊池　ひなたさん

生活道路における自動車の法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられました!!

●施　　行　令和8（2026）年9月1日から
●対象道路　中央線等が設置されていない一般道路

※道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
◎運転者は、歩行者優先の意識を持ち、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全に運転しましょう。



主唱　栃木県・栃木県交通安全対策協議会

② 悪質・危険な運転の根絶

「令和７年度交通事故防止に関するポスターコンクール」
奨励賞　県立足利中央特別支援学校
島田　愛菜さん



● 飲酒運転の根絶

◎飲酒運転を絶対に「しない・させない」環境づくりを進め、飲酒運転を根絶しましょう。
※運転者以外（車両提供、酒類提供、同乗者）にも厳しい罰則や行政処分があります。

● ながら運転の根絶

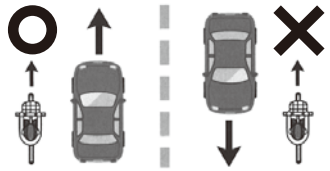
◎運転中のスマホ操作や通話などの「ながら運転」は、運転への意識が削がれ、周囲の危険を発見することに支障が生じ、重大な交通事故につながる極めて危険な行為です。

③ 自転車等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車安全利用「五則」を守りましょう

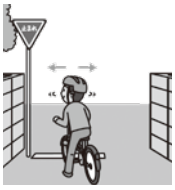
1 安全利用「五則」

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 安全利用「五則」

交差点では
信号と一時停止を
守って、
安全確認



3 安全利用「五則」

夜間は
ライトを点灯



4 安全利用「五則」

飲酒運転は禁止

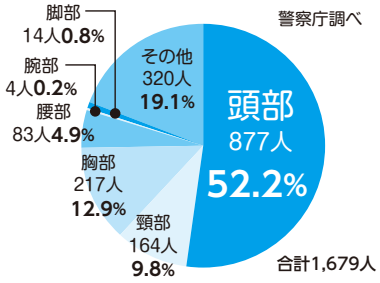


5 安全利用「五則」

ヘルメットを着用　命を守る！自転車ヘルメット

◎ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約1.7倍も高くなります（令和3年～令和7年合計、警察庁調べ）。
◎自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方は、約5割が頭部に致命傷を負っています（令和3年～令和7年合計、警察庁調べ）。
◎道路交通法で、自転車ヘルメット着用は努力義務です。
◎栃木県自転車条例では、自転車保険加入は義務です。

自転車乗用中死者の人身損傷主部位
（令和3年～令和7年合計）



※「その他」とは、顔部、腹部等をいう。

④「ライト4（フォー）運動」、「原則ハイビーム」の推進と反射材用品等の着用促進

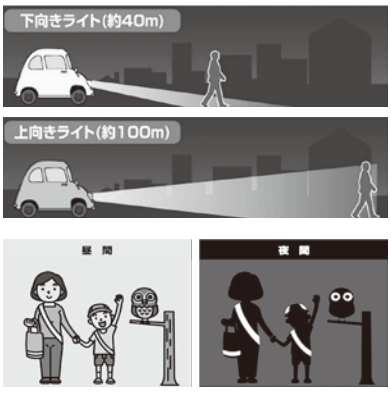
「ライト4（フォー）運動」と「原則ハイビーム」の推進

◎運転者は、午後4時にはライトを点灯しましょう。
◎夜間、先行車や対向車等がないときは、原則ハイビームで走行し、歩行者等の早期発見に努めましょう。



反射材用品等の着用促進

◎夕暮れ時や夜間には、交通事故に遭わないようにするために、反射材用品やLEDライトなどを活用し、明るい目立つ色の服装を着用し、ドライバーなどに早めに自分の存在を知らせましょう。



反射材用品等を着用した場合

事務局　栃木県生活文化スポーツ部くらし安全安心課
〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号　TEL 028−623−2185　FAX 028−623−2182
栃木県のホームページ
http://www.pref.tochigi.lg.jp